

広報かどま令和6(2024)年1月号

携帯電話の名義貸しにご注意を

手口・被害の流れ

- 「簡単に稼げるバイト」と知人に誘われ、スマホを自分の名義で複数台契約する
- 報酬と引き換えにスマホと契約書一式を渡す
- 数か月後に高額な通信料の請求を受けた

アドバイス

このようなトラブルは「携帯電話の名義貸し」と言われる手口で、契約したスマホはすぐに海外に送られ、特殊詐欺のかけ子の手に渡ります。契約した人のもとには、何台分もの最新型スマホの端末代金の支払いと、詐欺を行うために使われた高額の通信費の請求だけが残ります。

また、解約したくても対象となるスマホの電話番号がわからず、さらには勝手に住所変更をされている場合もあるため、簡単には解約できない仕組みになっています。

この手口で被害に遭ってもお金を取り戻すことはできず、それどころか詐欺に加担したとみなされます。安易に甘い話に乗らないようにしましょう。

問い合わせ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249